

個人住民税

(市民税・県民税)

特別徴収の事務手引き



キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

小牧市

目次

1	個人住民税とは	1
2	特別徴収の義務	1
	(1) 特別徴収義務者の指定	1
	(2) 特別徴収のメリット	2
	(3) 特別徴収の対象になる方	2
	(4) 給与支払報告書の提出	3
	(5) 特別徴収税額決定通知書の送付	5
	(6) 納期と納入方法	6
	(7) 税額の変更通知	6
	(8) 退職者・休職者の徴収方法	7
	(9) 異動届などの提出	7
3	退職所得に係る市県民税の特別徴収	8
4	個人住民税の特別徴収に関するQ & A	10

1 個人住民税とは

小牧市をはじめとする地方自治体は、市民の皆様が豊かで健康な暮らしができるよう、教育、福祉、保健、消防・救急、ごみ処理、公園、道路など、日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事（行政サービス）をしています。

個人住民税は、市民の皆様の日常生活に身近な関わりを持つ仕事のための費用を市民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、言わば市民として暮らしていくために負担しなければならない地域社会の会費とも言えます。

個人住民税は、個人県民税と個人市町村民税を合わせたもので、1月1日現在お住まいの市町村で課税、徴収される税金です。

2 特別徴収の義務

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税についても給与から天引きして納めること（特別徴収）が法律等で義務付けられています。

（1）特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。

（給料日の間隔が一月を超える、又は給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収（※）は認められません。）

※普通徴収とは、主として事業所得がある方などが小牧市から送付される納税通知によって納める方法。納期は年4回（6、8、10、1月）

(2) 特別徴収のメリット

特別徴収をすることによって、従業員にとっては次のようなメリットがあります。

1. 従業員自身が納税するために金融機関等へ出向く必要がありません。
2. 納め忘れによる延滞金がかかるという心配がありません。
3. 特別徴収は年12回で給与天引きされるので、一回当たりの負担が軽くなります。

(3) 特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、本年4月1日現在においても、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている方（正社員・パート・アルバイト等は問わない）が対象です。

ただし、以下「普A～普F」に該当する従業員については普通徴収に切替えることができますので、普通徴収切替理由書及び給与支払報告書に必要事項を適切に記載してください。

（P3、4を参照）

- 普A. 受給者総人員が2名以下の事業者から給与を支給されている方
（「普B～普F」に該当するすべての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）
- 普B. 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（給与支払報告書（個人別明細書）の乙欄に該当する方）
- 普C. 給与から個人住民税を特別徴収しきれない方（年間の給与支払額が93万円以下の方を含みます）
- 普D. 給与が毎月支給されていない方（給与の支払が不定期な方）
- 普E. 事業専従者（個人事業主のみ対象）
- 普F. 退職している方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方及び休職者の方

(4) 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払をする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに給与支払報告書（前年中の給与所得の金額、その他必要事項を記載したもので源泉徴収票と同じ内容のもの）を、給与の支払を受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないことになっています。

また、年の途中で退職した人についても退職時の住所地の市町村長へ提出してください。

普通徴収に該当する方がいる場合には、その従業員の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に、普通徴収に該当する理由の符号「普A～普F」を記載してください。この基準「普A～普F」以外の切替理由は認められません。

また、給与支払報告書（総括表）に記載した普通徴収該当人数と一致するよう「普通徴収切替理由書」に切替理由に基づく人数を記入して提出してください。

普通徴収切替理由書		
小牧市長 宛		
		指定番号 〇〇〇〇〇〇〇
		事業者名 ▲▲▲▲▲▲▲▲
符 号	普通徴収切替理由	人 数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B～普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支払額が93万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者	人
合 計		人
○ 普通徴収に該当する方がいる場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に該当する符号「普A～普F」を記載してください。なお、摘要欄に記載がない場合は、特別徴収と判断いたしますのでご了承ください。		

e L T A X (エルタックス/電子申告) 等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合

普通徴収に該当する方がいる場合は、「普通徴収」欄に必ずチェックし、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に符号「普A～普F」を記載してください。

なお、摘要欄に符号を記載できない場合は、普通徴収切替理由書を記入し別送してください。

【e L T A Xに関するお問合せ先】

地方税共同機構 電話 0570-081459

(上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019)

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

●普通徴収切替理由に該当し、普通徴収とする給与支払報告書（個人別明細書）の記載例

○ 給与支払報告書（個人別明細書）

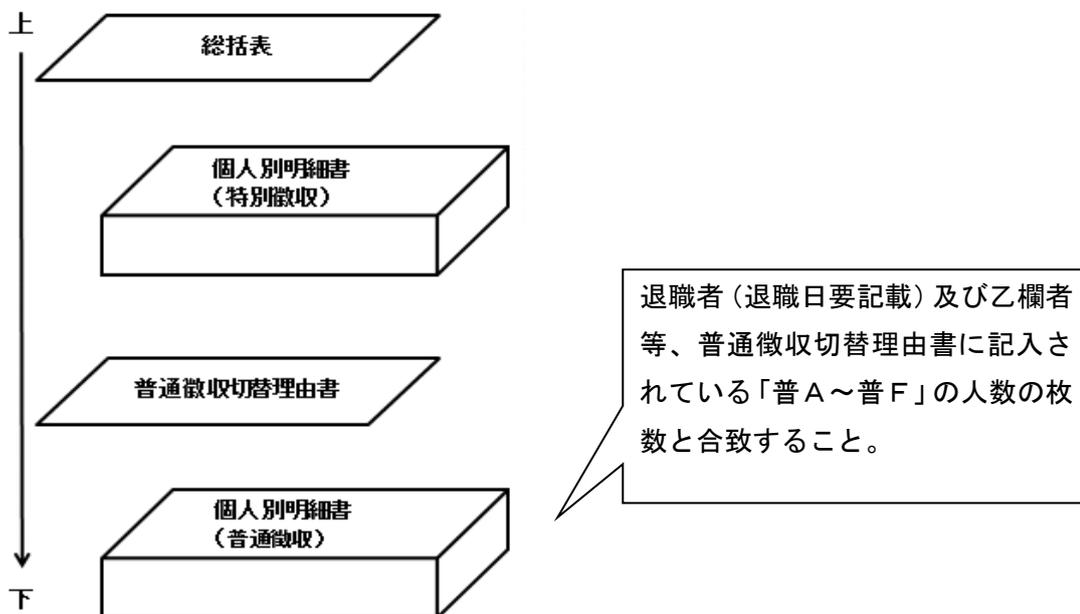
※ 種別										※ 整理番号									
※ 区分										(受給者番号)									
支払を受ける者										(個人番号)									
住所										(役職名)									
氏名										(フリガナ)									
種別										支給金額									
給与・賞与										給与所得控除後の金額 (調整控除後)									
所得控除の額の合計額										源泉徴収税額									
源泉控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額									
控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数									
障害者の数 (本人を除く。)										非居住者である親族の数									
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額									
地産保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額									
(摘要)										普 F									
生命保険料の内訳										新生命保険料の金額									
旧生命保険料の金額										介護医療保険料の金額									
新個人年金保険料の金額										旧個人年金保険料の金額									
住宅借入金等特別控除の額の内訳										住宅借入金等特別控除適用数									
居住開始年月日(1回目)										住宅借入金等特別控除区分(1回目)									
居住開始年月日(2回目)										住宅借入金等特別控除区分(2回目)									
(フリガナ) 氏名										配偶者の合計所得									
個人番号										国民年金保険料等の金額									
基礎控除の額										旧長期損害保険料の金額									
所得金額調整控除額										5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号									
1 (フリガナ) 氏名										1 (フリガナ) 氏名									
個人番号										個人番号									
2 (フリガナ) 氏名										2 (フリガナ) 氏名									
個人番号										個人番号									
3 (フリガナ) 氏名										3 (フリガナ) 氏名									
個人番号										個人番号									
4 (フリガナ) 氏名										4 (フリガナ) 氏名									
個人番号										個人番号									
本人が障害者										中途就・退職									
就職 退職 年月日										受給者生年月日									
元号 年 月 日										元号 年 月 日									
個人番号又は法										(右語で記載してください)									
住所										(電話)									
氏名又は名称																			

(市区町村提出用)

記載に関する注意事項

1. 普通徴収とする場合は「給与支払報告書（個人別明細書）」の[摘要]欄に、普通徴収切替理由書の符号「普A～普F」を記載してください。
2. [乙欄]欄、及び[退職]欄にしるしがある給与支払報告書（個人別明細書）の場合には、摘要欄の符号「普B」又は「普F」の記載を省くことができます。

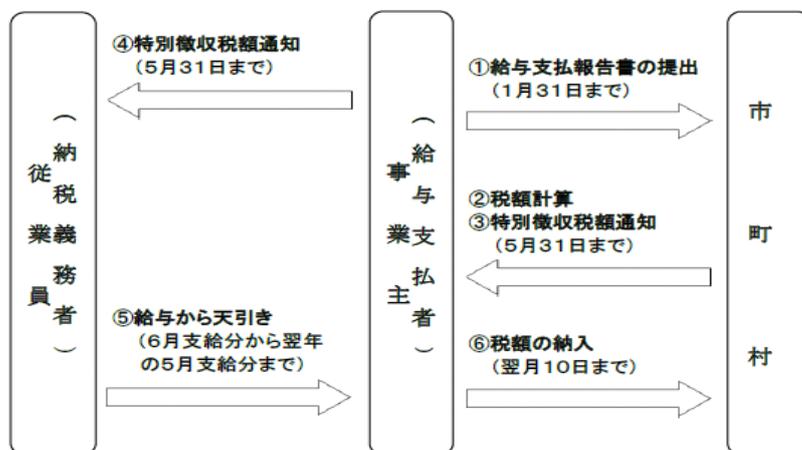
●給与支払報告書の提出時の綴り方



（５）特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税特別徴収の徴収期間は6月から翌年の5月までの12か月です。毎年5月中旬に特別徴収義務者あてに特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）と納入書、特別徴収のしおり（特別徴収の事務取扱についての説明や各種届出用紙を綴じ込んだもの）が送付されます。このとき年間の住民税額と月割額をお知らせしますので、6月の給与から天引きを開始するための準備をしていただきます。

個人住民税の特別徴収事務の流れ



(6) 納期と納入方法

個人住民税特別徴収の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月で、特別徴収した個人住民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。

(この日が土・日曜日、又は祝日の場合は、その翌日の平日となります。)

従業員の給与から「特別徴収税額決定通知書」に記載の税額を天引きし、市町村ごとにとりまとめ、特別徴収税額決定通知書と一緒に送られる納入書で納入します。所得税と違い、税額の計算をする手間がありません。

東海4県(愛知、岐阜、三重、静岡)以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、「郵便局指定通知書」(特別徴収のしおりに添付)を最初の納入時に、ゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

納期の特例(年2回納入)

特別徴収税額の納入の原則は12回の毎月納入を基本としていますが、条件を満たす事業所は申請することにより、年2回の納入となる納期の特例をご利用いただけます。

給与の支払を受ける人が常時10人未満の事業所で、小牧市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間(当該各期間のうち、その承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事業所において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を各期間の最終月(11月、5月)の翌月10日までに納入することができます。

※この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の方の給料からは毎月徴収してください。

※小牧市への徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。

※承認後、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を小牧市長に提出しなければなりません。

(7) 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

(8) 退職者・休職者の徴収方法

6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって納税義務者本人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、**納税義務者の申し出又は了解を得て**、退職時に支払をする給与又は退職手当等から一括徴収（※）していただくこともできます。

※一括徴収とは、退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等から差し引いて納入する方法

翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、**本人の申し出がなくても**、5月31日までの間に支払をする給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。

(一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。)

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

(9) 異動届などの提出

●退職、休職又は転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに該当の市町村に「給与所得者異動届出書」を提出してください。

異動届出書の提出が遅れると、退職者、休職者又は転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れる結果、従業員（納税義務者）に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので、必ず厳守してください。

また、P7「(8) 退職者・休職者の徴収方法」のとおり、徴収方法を切替える旨を納税義務者（退職、休職される従業員）にお伝えください。

●年度途中で従業員（納税義務者）の方から、普通徴収から特別徴収への切替を希望する申し出があった場合は、「普通徴収から特別徴収への切替依頼書」を提出してください。

ただし、申請時点で普通徴収の納期限がすぎているものは、特別徴収への切替はできません。

3 退職所得に係る住民税の特別徴収

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされています。

このように他の所得と区別して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入していただく市町村は、退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所地の市町村です。

〈退職所得に係る税額の計算方法〉

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

(1) 退職所得の金額

1. 勤続年数が5年以上の場合

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000円未満の端数切捨て)

2. 勤続年数が5年以下で特定役員退職手当等に該当しない場合（＝短期退職手当等）

短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える部分は、2分の1の計算をしません。

- 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 ≤ 300万円の場合

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

- 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 > 300万円の場合

$$\text{退職所得の金額} = 150\text{万円 (注1)} + \{ \text{短期退職手当等の収入金額} - \text{(300万円} + \text{退職所得控除額)} \} \text{(注2)}$$

(注1) 300万円以下の部分の退職所得金額 (300万円 × 1/2 = 150万円)

(注2) 300万円を超える部分の退職所得金額

3. 勤続年数が5年以下の法人役員等（特定役員退職手当等に該当する場合）

$$\text{退職所得の金額} = \text{収入金額} - \text{退職所得控除額}$$

※勤続年数が5年以下の法人役員等は、2分の1の計算をしません

(2) 退職所得控除額の計算

1. **勤続年数が20年以下の場合**
 $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ (80万円に満たない時は、80万円)
2. **勤続年数が20年を超える場合**
 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

なお、退職手当等の支払を受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記A又はBの金額に100万円を加算した金額が控除されます。

(3) 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率10% (市民税6%と県民税4%) を適用して計算します。

1. 特別徴収すべき市民税額
 $\text{退職所得の金額} \times \text{市民税} 6\%$
2. 特別徴収すべき県民税額
 $\text{退職所得の金額} \times \text{県民税} 4\%$

※特別徴収すべき税額に100円未満の端数がある場合、市民税額・県民税額それぞれの100円未満の端数を切り捨てます。

(4) 納入の手続き

退職手当の支払者は、「退職所得分個人市民税個人県民税納入申告書」(納入書と同一用紙の納入済通知書の裏面になっています。)に所定事項を記入し、その申告書を、特別徴収した月の翌月10日までに、それぞれの市町村長に提出し、申告した税額を同日までに市役所・町村役場及び指定金融機関にて納入書により納入してください。

※退職者が役員の場合、特別徴収票の提出も必要です。

4 個人住民税の特別徴収に関するQ & A

1	特別徴収とは何ですか。	個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市・県民税）を天引きし、納入していただく制度です。
2	特別徴収はしなくてはいけないのですか。	所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4及び小牧市市税条例第42条の規定）により義務付けられています。
3	今まで特別徴収しなくてもよかったのに、何が変わったのですか。	法令改正等があったわけではありません。地方税法及び市税条例の規定により、各市町村は所得税の源泉徴収義務者である事業所を、市民税・県民税の特別徴収義務者として指定することが定められており、今までも特別徴収義務者の要件に該当する事業所については特別徴収をしていただく必要がありましたが、一部の事業所には徹底されていませんでした。
4	従業員は家族だけなので特別徴収はしなくても良いのでしょうか。	家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。
5	従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければいけませんか。	しなければなりません。ただし、従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。
6	どのような場合に特別徴収しなければなりませんか。	従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主（給与支払者）は原則として特別徴収しなければなりません。
7	事業主（給与支払者）が特別徴収した個人住民税は、従業員（納税義務者）が住んでいる市町村ごとに納入しないといけませんか。	個人住民税は、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入する必要があります。金融機関で納付する場合は、市町村から送付します納入書により納付することができます。

8	特別徴収するメリットはあるのですか。	<p>事業主（給与支払者）は、個人住民税の税額計算を市が行いますので、所得税のように事業主（給与支払者）が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。</p> <p>従業員（納税義務者）は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくてすみます。</p>
9	従業員の就退職の回数が多く、普通徴収にしたいのですが。	<p>事業主（給与支払者）が特別徴収義務者となることは、法令（地方税法第321条の4）に定められています。事務が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。</p>
10	従業員が普通徴収を希望しているのですが。	<p>所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員（納税義務者）の希望により普通徴収を選択することはできません。</p>